



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 10 月 6 日 (木 曜 日) 第 346 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (“) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 2	
○保安林の指定予定の通知 (5件) …………… (自然環境課) 2	
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商工政策課) 3	
○土地改良区の清算人の退任の届出…………… (農村整備課) 4	
○家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 4	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 4	
○公共測量の実施の通知…………… (“) 5	
○入札公告 (4件) …………… 5	

告 示

宮崎県告示第 658号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はやみず薬局	都城市早水町4503- 1 43	令和4年8月1日
社会福祉法人光生会訪問看護ステーション光	都城市小松原町1141	令和4年8月1日
ひなた薬局五十市店	都城市五十町2267- 4	令和4年9月1日

宮崎県告示第 659号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510700216	福祉作業所けあぶらす	串間市大字西方 1 4895番地	合同会社けあぶらす	串間市寺里 2 丁目 6 番地 7	令和4年9月1日	就労継続支援 B 型
4510500400	短期入所事業所親友	小林市細野2829番地 4	社会福祉法人燦燦会	小林市堤2950番地	令和4年10月1日	短期入所
4510500418	りのらミラクル	小林市堤2977番地 101	株式会社りノラ未来	小林市細野3084番地 2	令和4年10月1日	自立訓練 (生活訓練)
4510800222	ワーキングベースうからや 1 F	西都市妻町 2 丁目 53	社会福祉法人晴陽会	西都市大字右松32 92番地33	令和4年10月1日	就労継続支援 B 型

令和4年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 660号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
はやみず薬局	都城市	薬局（更生医療）	令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
はやみず薬局	都城市	薬局	令和 4 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションほびー	日向市	訪問看護	令和 4 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 662号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字小鹿倉5676、5678-1、5678-3、5681-1、5681-2、5681-8から5681-11まで、字袖ノ木5700-29（次の図に示す部分に限る。）、5700-1、5700-3から5700-5まで、5700-8、5700-10から5700-12まで、5700-14、5700-15、5700-17、5700-18、5700-20、5700-22、5700-24、5700-28、5700-31、5700-34から5700-36まで、字焼尾5706-4、5706-5、5706-7、5706-8、5706-15、5706-17、5706-18、5706-20、字高ジャレ5708-1（次の図に示す部分に限る。）、5708-3、5708-7、5708-8、5708-10から5708-12まで、字榎久保5711-1・5711-83（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5711-3から5711-5まで、5711-7、5711-8、5711-13、5711-14、5711-16から5711-22まで、5711-25、5711-27、5711-28、5711-30、5711-32、5711-33、5711-35から5711-40まで、5711-42から5711-44まで、5711-46、5711-47、5711-49、5711-50、5711-52、5711-54から5711-60まで、5711-62から5711-64まで、5711-66、5711-70、5711-71、5711-75、5711-77から5711-81まで、5711-84から5711-86まで、5711-88から5711-90まで、5711-92から5711-95まで、5711-97、5711-99から5711-104まで、5711-107から5711-109まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字高ジャレ5708-1・字榎久保5711-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 663号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字深年字法華岳 4016、4021-1、4021-ロ
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 664号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字深瀬 745-1、745-8、745-10、745-11、756-4
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 665号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字徳別当1702-1、1704-1、1704-4
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は択伐による。
字徳別当1704-1・1704-4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 666号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岡ノ迫1906、1907
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は択伐による。
字岡ノ迫1906・1907（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 667号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 10 月 6 日から同年同月 20 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字神ノ水流戊 135番 1 地先から同市同町板下同字戊 175番 1 地先まで	令和 4 年 10 月 6 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダデンキ宮崎花ヶ島店
宮崎市花ヶ島町瀬々町2600 外38筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表取締役 井上亮
東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）ヤマダ電機テックランド宮崎花ヶ島店
宮崎市花ヶ島町瀬々町2600 外38筆
（変更後）ヤマダデンキ宮崎花ヶ島店
宮崎市花ヶ島町瀬々町2600 外38筆
- 変更の年月日
令和 4 年 9 月 28 日
- 変更する理由
営業施策のため
- 届出年月日
令和 4 年 9 月 28 日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間

令和 4 年 10 月 6 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
令和 4 年 10 月 6 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 4 年 10 月 6 日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダデンキ宮崎花ヶ島店
宮崎市花ヶ島町瀬々町 2600 外 38 筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表取締役 井上亮
東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 6,621㎡
(変更後) 8,515㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 建物南側 125 台（駐輪場 No.④）
(変更後) 建物南側 25 台（駐輪場 No.④）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 8 箇所 建物内ピロティ駐車場西側及び東側（3 箇所）、建物南側駐車場南側、建物敷地北東側駐車場西側、建物敷地東側駐車場西側（2 箇所）、建物敷地南側駐車場北側
(変更後) 6 箇所 建物内ピロティ駐車場西側、建物南側駐車場南側、建物敷地北東側駐車場西側、建物敷地東側駐車場西側（2 箇所）、建物敷地南側駐車場北側

4 変更の年月日
令和 5 年 5 月 29 日

5 変更する理由
売場面積の拡張のため

6 届出年月日
令和 4 年 9 月 28 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
令和 4 年 10 月 6 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
令和 4 年 10 月 6 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 10 月 6 日
宮崎県知事 河野俊嗣
退任した清算人

氏 名	住 所
松 田 健 一	小林市北西方 7209 番地 18
川 野 信 夫	えびの市大字大河平 4274 番地 3
山之口 和 也	小林市北西方 1696 番地 3
原 田 久 司	小林市北西方 7000 番地 1
黒 木 久 幹	えびの市大字大河平 4289 番地 16
長 崎 正 人	小林市北西方 6947 番地 1
大 山 陽 子	小林市北西方 2425 番地 8
中 嶋 康 晴	小林市北西方 1520 番地 1

令和 4 年 8 月 1 日から 9 月 5 日まで開催した家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和 4 年 10 月 6 日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 2 3 4 5 6 7 8

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量(GNSS測量)

2 作業地域

宮崎県西都市、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村

3 作業期間

令和4年10月17日から令和5年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(路線測量、水準点測量、用地測量)

2 作業地域

宮崎県都市梅北町

3 作業期間

令和4年9月20日から令和4年12月31日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 電子線マイクロアナライザー一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和5年3月28日

(4) 納入場所 宮崎県工業技術センター

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和4年11月10日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理

局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和4年10月6日から令和4年10月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和4年10月6日から令和4年11月17日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和4年10月6日から令和4年11月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和4年11月17日午前10時30分(送付にあっては、令和4年11月16日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和4年11月17日午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of goods and/or services required: Electron Probe Micro-Analyzer 1set

(2) Time limit for tender: 10:30a.m. 17 November, 2022

(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury

Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 88 0-8501 TEL: 0985-26-7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 多目的 X 線回折装置一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和 5 年 3 月 28 日
- (4) 納入場所 宮崎県工業技術センター
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和 4 年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和 4 年 11 月 10 日までに下記 4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和 4 年 10 月 6 日から令和 4 年 10 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和 4 年 10 月 6 日から令和 4 年 11 月 17 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和 4 年 10 月 6 日から令和 4 年 11 月 10 日まで（土

曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和 4 年 11 月 17 日午前 10 時 45 分（送付にあっては、令和 4 年 11 月 16 日午後 5 時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 1 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 令和 4 年 11 月 17 日午前 10 時 45 分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required: X-Ray Diffractometer 1set
- (2) Time limit for tender: 10:45a.m. 17 November, 2022
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 振動試験機一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和 5 年 3 月 28 日
- (4) 納入場所 宮崎県工業技術センター
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10

に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和4年11月10日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和4年10月6日から令和4年10月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和4年10月6日から令和4年11月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和4年10月6日から令和4年11月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和4年11月17日午前11時（送付にあっては、令和4年11月16日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和4年11月17日午前11時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of goods and/or services required: Vibration Test Systems 1set

(2) Time limit for tender: 11:00a.m. 17 November, 2022

(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 コンピュータ教室用端末等一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和5年2月28日

(4) 契約期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（60月）

(5) 納入場所 仕様書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

<p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 令和 4 年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務の者であること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。</p> <p>エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 4 年11月 8 日（火）までに下記 5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。</p> <p>4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>上記 3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和 4 年10月 6 日（木）から令和 4 年11月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (44) 2601</p> <p>(2) 期間 令和 4 年10月 6 日（木）から令和 4 年11月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当</p> <p>(2) 期間 令和 4 年10月 6 日（木）から令和 4 年11月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当</p>	<p>(2) 提出期限 令和 4 年11月15日（火） 午後 5 時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 732号室</p> <p>(2) 日時 令和 4 年11月16日（水） 午後 2 時</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当</p> <p>13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service required: Terminal for computer classroom: 1 unit</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00p.m, 15, Novenber, 2022</p> <p>(3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture , Japan. 880-8502 TEL: 0985-44-2601</p>
--	--